

26JEITA-CP 第 9 号
平成 26 年 5 月 19 日

関係各位

一般社団法人 電子情報技術産業協会
オーディオ・ビジュアル事業委員会
オーディオ・ビジュアル機器専門委員会
委員長 今井 隆洋

4 Kレコーダーの呼称について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、オーディオ・ビジュアル事業委員会では、消費者の誤認や混乱を未然に防止し、健全な普及促進に資するため、「4 Kレコーダーの呼称」について下記の通り取り決めを行いましたので、貴社関係部署に周知徹底の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 目的

4 Kレコーダーの呼称について、語句の定義を明確にし、消費者に対して一定の判断ができるための情報を提供する。

2. 適用範囲

1) 適用機器

4 K映像を出力できるレコーダー

2) 表記対象

各社のカタログ、ホームページ、広告媒体及び取扱説明書等とする。

※1… 4 K映像とは、

水平3,840画素×垂直2,160画素、または水平4,096画素×垂直2,160画素の解像度を有する映像をいう。また、その映像を圧縮した信号も含む。

3. 定義

4 K放送を受信するチューナを搭載し、4 K放送における4 K映像を録画再生できる場合に「4 Kレコーダー」と称することができる。

(注1) 2014年5月19日時点、4 K映像の放送は確認されていない。

(注2) 4 K放送だけを受信し、既存のハイビジョン放送を受信できないレコーダーにおいては、既存のハイビジョン放送を受信できるような誤解を与えないように配慮すること。

(注3) 2014年5月19日時点、Blu-ray Disc (BD)に4 K映像の記録あるいは再生する規格はない。

(注4) BDを搭載した4 Kレコーダーの場合、BDにも4 K映像をBDフォーマットとしてそのまま記録あるいは再生することが可能になるとの誤解を与えないように配慮すること。

例:「4 K BDレコーダー」…上記誤解を与える恐れがあるので、使用は望ましくない。

4. 適用時期

各社適用可能な時期から実施

以上